

訪問看護ステーション「回生」運営規定

（事業の目的）

第1条 医療法人回生堂事業者として開設する訪問看護ステーション「回生」（以下「ステーション」という。）が行う指定訪問看護業務及び運営管理に関する事項を定め、ステーションの看護師その他の従事者（以下「看護師等」という。）が、病気やけがなどにより家庭において継続して療養を受ける状態にあり、かかりつけの医師が指定訪問看護または指定訪問看護（以下「訪問看護」という。）の必要を認めた者（以下「利用者」という。）に対し、適正な訪問看護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 1 ステーションの看護師等は、利用者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。
- 2 事業の実施に当たっては、関係市町村その他の地域の保健・医療・福祉サービス関係機関と密接連携を図り、総合的サービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりにする。

- （1） 名 称 訪問看護ステーション「回生」
- （2） 所在地 福島県福島市大森字高畑31-1
（しのぶ病院内）

（看護師等の職種、員数、及び職務内）

第4条 ステーションに勤務する看護師等の職種、員数、及び職務内容は次の通りとする。

（1）管理者

- ・保健師又は看護師 1名

管理者は、所属職員を指導監督し、適切な事業の運営が行われるように総括する。また、訪問看護計画書及び報告書の作成を行う。

(2) 看護職員

・看護師、准看護師

管理者を含め常勤換算で2.5人以上となる員数で訪問看護を担当する。また、訪問看護師は訪問看護計画書及び報告書を担当する。

(3) 理学療法士等

訪問看護計画書に基づきリハビリテーションを行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日、12月31日から1月31日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
(ただし、土曜日は午前12時30分まで)
- (3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制をとる。
- (4) 実施地域 福島市

(訪問看護の提供方法)

第6条 訪問看護の提供方法は次のとおりとする。

- (1) 訪問看護の利用希望者のかかりつけ医師に申し込み、医師が交付した訪問看護の指示書に基づいて看護計画書を作成し、訪問看護を実施する。
- (2) 利用希望者または家族からステーションに直接申し込みがあった場合は、主治医に指示書の交付を求めるよう指導する。

(訪問看護の内容)

第7条 訪問看護の内容は次のとおりとする。

- (1) 症状・障害の観察
- (2) 清拭・洗髪等による清潔の保持
- (3) 食事および排泄など日常生活の世話
- (4) 褥瘡の予防・処置
- (5) リハビリテーション
- (6) ターミナルケア
- (7) 認知症患者の看護
- (8) 療養生活や介護方法の指導
- (9) カテーテル等の管理
- (10) その他医師の指示による医療処置

(緊急時等における対応方法)

- 第8条 1 職員は、訪問看護を実施中に、利用者の症状の急変、その他緊急事態が生じた時は速やかに主治医に連絡し、指示を受け、その指示に基づき適切な処置を行うこととする。主治医に連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を講じるものとする。
- 2 職員は、前項についてしかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(利用料)

- 第9条 1 訪問看護を提供した場合、厚生労働省大臣が定める額を利用日数に応じて利用者から受けるものとする。
- 2 前項に定める基本利用料の他、別表に定める「利用料金表」によりその他の利用料を利用者から受けるものとする。
- 3 訪問看護を開始するに当たり、あらかじめ利用者又は家族等に対し、基本利用料並びにその他の利用料の内容及び金額に関して説明を行いその理解を得ることとする。

(提示及び交付)

- 第10条 1 事業者は運営規定の概要及び職員の勤務体制をステーションの見やすい場所に提示しなければならない。
- 2 事業者は訪問看護の提供の開始に際し、あらかじめ利用者又はその家族に対し、運営規定の概要及び職員の体制を記した文書を提示しなければならない。

(秘密保持)

- 第11条 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の情報を保持する。また、職員でなくなった後においても、これらの情報をもらさないことを義務付けするものとする。実習生の受け入れの際も同様に義務付ける。

(広告)

- 第12条 事業者はステーションに関し、必要な事項については広告することができる。

(会計の区分)

第13条 訪問看護の事業の会計と病院の会計を区別しなければならない。

(記録の整備)

第14条 事業者は、設備・備品・会計及び利用者に対する訪問看護の提供に関する諸記録を整備しておかなければならない。

(事後報告)

第15条 ステーションの管理者はその管理するステーションに関して、訪問看護の事業の報告を厚生労働大臣に提供しなければならない。

(虐待の防止)

- 第16条
- 1 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、虐待防止に関するマニュアルを作成し、職員教育を行います。
 - 2 事業所は、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第17条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するため、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

(その他運営についての留意事項)

第18条 管理者は社会的使命を十分認識し、職員の質的向上を図るため研究・研修の機会を設け、また業務体制を整備する。

第19条 この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は医療法人回生堂とステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則 この規定は平成10年7月1日から施行する。

この規定は平成15年4月1日から施行する。

(第4条 (3) 追加)

(第9条第2項 別表「利用料金表」)

この規定は令和6年10月15日から施行する。

(第3条 (2) 所在地変更)

別表

利用料金表

訪問看護ステーション「回生」運営規定第9条第2項に定めるその他の利用料金は次のとおりとする。

- 1 営業時間内で2時間を超える訪問看護料 : 30分当たり2,000円
- 2 営業時間外で2時間を超える訪問看護料
 - ・午後5時30分から午後10時までと午前7時から午前8時30分までは
: 30分当たり2,500円
 - ・午後10時以降午前7時までは : 30分当たり3,000円
- 3 営業日以外の訪問看護料 : 1日3,000円

2時間を超える場合は上記1、2に準じる
- 4 交通費
ステーションから片道1kmにつき : 20円
- 5 日常生活上必要な物品 : 実費
- 6 死後の処置 : 5,000円

平成18年4月1日

訪問看護ステーション「回生」